

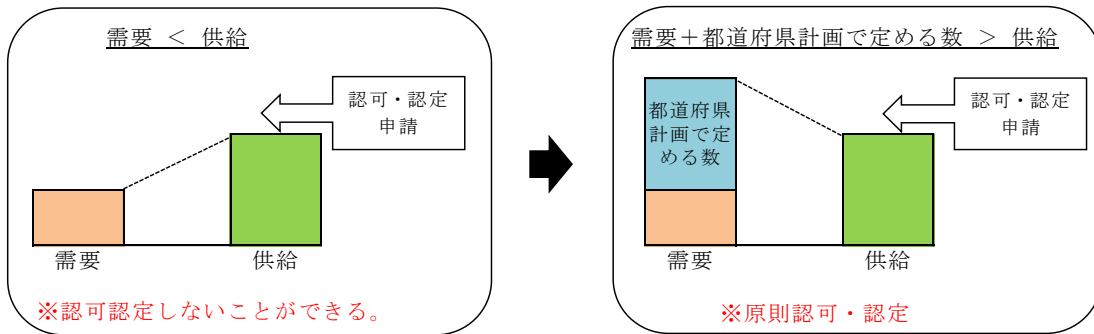
計画に定める数(需給調整に係る特例措置)の設定方法

1 需給調整に係る特例措置の考え方

子ども・子育て支援新制度では、計画に定める区域ごとの需要と供給の状況に応じて認可・認定する仕組みとなる。このため、新制度施行時に供給過剰となっている地域では認定こども園を設置することができないため、都道府県計画に一定の数を設定した上で、認可・認定をすることができる。

〈参考1〉

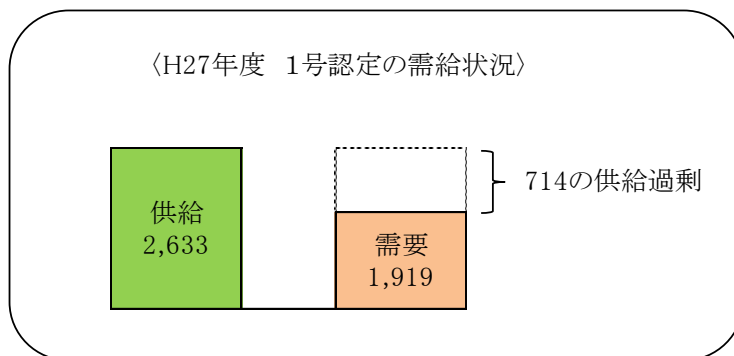
○特例措置の考え方



〈参考2〉

○具体的な事例(※資料1-2抜粋)

区域名	量の見込み・確保方策	平成27年度			平成28年度			...		
		1号	2号		1号	2号			3号	
			教育利用希望	左記以外		教育利用希望	左記以外			
松江市	量の見込み(A)	1,919		3,431	2,927	1,886		3,384	2,941	...
	認定こども園・認可幼稚園	2,379				2,568				...
	認定こども園・認可保育所			3,431	2,927			3,384	2,941	...
	地域型保育事業									...
	認可幼稚園	254				65				...
	認可外保育施設									...
	確保方策合計(B)	2,633	0	3,431	2,927	2,633	0	3,384	2,941	...
過不足(B-A)	714	0	0	0	747	0	0	0	...	



※松江市では、新制度施行時に、1号認定が供給過剰となっているため、保育所が認定こども園へ移行することができない。

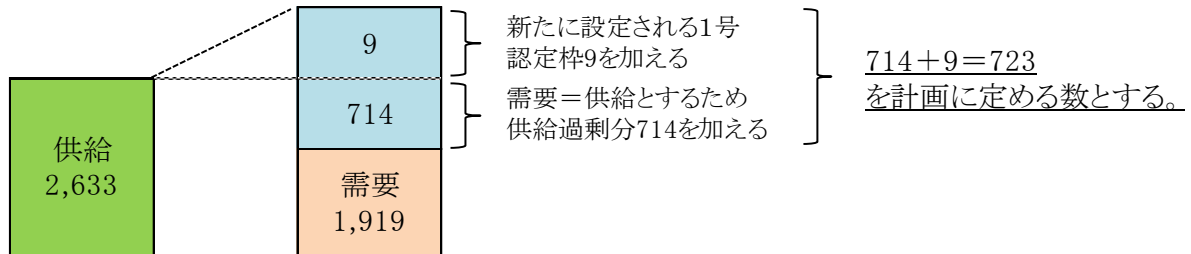
2 H27年度の計画に定める数(移行特例措置)の設定

(1) 認可申請の状況

- ・保育所が認定こども園へ移行する際の、定員設定は以下のとおり。

〈現行〉		〈認定こども園移行後〉	
1号認定	0人	9人	※新たに1号認定枠9人分新設
2号認定	27人	27人	
3号認定	18人	18人	

(2) 移行枠設定



3 H28年度以降の取扱い

H28年度以降については、毎年度実施する移行希望調査等を基に設定する。